

(監査委員事務局：監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）)

監査委員公表第752号

令和8年3月24日付け監査第776号で提出した臨時監査の結果に関する報告に対し、大分県知事から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和8年8月21日

大分県監査委員	長	谷	尾	雅	通
大分県監査委員	長		野	恭	子
大分県監査委員	大		友	栄	二
大分県監査委員	阿		部	長	夫

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(知事部局・土木建築部)		
公園・生活排水課	令和8年1月22日	指摘事項 県営都市公園の占用許可について、許可期間満了後に更新申請がされておらず無許可で占用している事例や、占用に係る使用料の調定を行っていない事例が多数認められた。 措置状況 該当する占用者に対して説明を行い、速やかに更新許可手続を行うとともに、未徴収分の調定処理を行い、令和8年3月末までに全ての更新手続と使用料の収納が完了した。 なお、県営都市公園の占用許可状況について、全体確認ができるよう許可台帳の一元化・データベース化を行い、所属内での進捗管理を徹底し、再発防止に努めている。